

博士学位請求論文審査報告書

申請者：杉村めぐる

論文題目：大量解雇に抗する新たな労働運動戦略に関する考察—新自由主義時代における労働運動の新展開—

1. 論文の主題と構成

わが国では1991年のバブル崩壊以降、企業倒産が毎年1万件を上回る。毎年の企業倒産において件数では中小企業が常に99%以上を占める。こうした中小企業の企業倒産、あるいは大量解雇を契機として発生したのが労働者自主生産運動であり、その最初のものが1970年代中頃から1980年代初めにかけて発生した労働者自主生産運動であった。この労働者自主生産運動はその後一旦収束を見せるが、失われた20年の中で1999年代以降新たな装いの下再び盛り上がりを見せる。

本稿の主要課題は、この1999年以降の第2の労働者自主生産運動についての考察である。本稿は労働者自主生産運動に関する事例研究を特徴とするが、その際の分析視点は以下の2点である。第1は、不況による企業倒産や整理解雇、さらには組合つぶしにための懲戒解雇、こうした大量解雇に際して労働者自身が事業再建あるいは新企業設立することで自ら雇用の場を守るという視点である。第2は、再建企業の経営・運営方式につき、労働者による民主的な企業経営を行うという経営民主化戦略の視点である。本稿では以下具体的に事例調査に基づき自主再建を可能とする主体的、および客観的条件が考察される。また、再建後の事業経営において経営民主化がどこまで実現したか、その可能性と課題が明らかにされる。章構成は以下の通りである。

はじめに

序章 課題と方法

第1章 現代における企業再建運動の特質

第2章 現代における労働者自主生産運動の実態

第3章 労働者医療機関における労働争議の展開

第4章 アルゼンチンにおける回復企業運動の発展条件

終章 総括

結び

2. 各章の概要

2-1. 序章の概要

序章では、本稿の課題設定が行われる。具体的には、これまでの労働運動の2つの戦略、すなわち1) 経営サイドによる人員整理・解雇に対する職場復帰闘争、および2) 労使協議

制を通しての経営民主化運動、これら運動戦略の限界が指摘され、労働者事業再建運動の可能性が論じられる。

2-2. 第1章の概要

第1章では、長期不況を背景に1990年代末以降展開された労働者自主生産運動の特質が論じられる。労働者自主生産運動は1970年代にも展開されたが、当時の労働者自主生産運動は、労働争議下での闘争資金捻出を戦術の目的としており労働者自主生産運動を争議終了後も存続させることを課題としていなかった。そもそも市場経済において小規模な1企業体が労働者自主生産運動を長期に渡り存続させることには非常な困難が存在するからである。1990年代末以降展開された労働者自主生産運動はそうした脆弱性を企業同士のネットワーク組織によって補完してきた。

具体的に、首都圏、関西圏を中心とする、総勢11労組2万人で組織された中小労組政策ネットワーク傘下の自主生産ネットワークは、労働者自主生産運動を存続させるうえで重要な役割を果たしてきた。第1は、自主生産ネットワークのメンバー企業が直面する経営上の悩み・問題をメンバー全員で討議し、解決策を見出していくという、コンサルティング機能である。第2は、自主再建企業であるが故に抱える厳しい資金繰りを強いられているメンバー企業に対する自主生産ネットワーク独自のファンドによる融資機能の発揮である。第3は、メンバー企業同士がそれぞれの特技・技術を持ち寄り、共同で商品開発し、新たな市場を開拓するというジョブ創出機能である。第4は、倒産間近にあり事業再建をめざす労働組合に対する支援機能である。

ただ、自主生産ネットワークは、雇用の場の確保という点において、1970年代に展開された労働者自主生産運動の脆弱性を有効に補完するものであったが、民主的経営理念の実現という労働者自主生産運動のもう一つの課題の共有化についてはなお多くの困難を抱えるものであった。

2-3. 第2章の概要

第2章は、プレス金属加工を得意とするT産業の自主再建・生産運動の事例研究である。T産業は、最盛期100名を超える中堅企業であったが2000年4月に倒産、倒産直前の46名の従業員のうち18名によって自主再建され有限会社K社として生まれ変わる。再建と事業存続のカギとなったのは、(1) 販路・市場、(2) 外注先、(3) 人材、(4) 資金調達先の確保であった。人材については16名の担当分野の運にも支えられたが、T産業時代の取引関係の修復(一部)、新たな市場開拓に成功し、資金調達については組合上部団体からの融資と従業員自身による融資によって切り抜けてきた。事業存続によっても1人当たりの年収は300万円程度にとどまったが、高齢者の職場ということもあり職場が維持された。

問題はK社において自主再建企業における経営の意思決定がどこまで民主的に行われたかである。K社の意思決定組織は、運営委員の選出を主な役割と知る総会、運営委員会、

毎朝の職場全体会議の 3 層からなる。全体会議では賃金、福利厚生といった労働条件が主な議題となり、資金繰り、投資決定、生産管理については運営委員会で決定され、全体会議で報告される。K 社においては、運営委員会と職場全体会議とで従業員の役割分担が固定化し、経営への全員参加は実現されていないが、運営委員会と職場全体会議との連携により、「発言機会の平等」は実現された。

2-4. 第 3 章の概要

第 3 章では、医療法人 N 会における労働争議・懲戒解雇を契機とする N 労組の設立、その N 労組による第 3 セクター設立（介護サービス事業）を事例として労働者による自主生産・職場の確保の実態、条件が分析される。医療法人 N 会は、労働者の立場に立って労災患者の診察、治療を行うことを理念として、医療関係者と労組との協力によって設立された「M 診療所」を母体とし、のちに法人資格取得により医療法人 N 会となる。医療法人 N 会の運営は、設立理念に従い、地域労組が加わる「運営委員会」、実際の法人経営を担う「経営委員会」、1 人 1 票制に基づく決議機関である「職員会議」の 3 層構造体制として出発した。しかし、法人の事業経営の拡張、および政府の医療費抑制政策に伴い、徐々に運営委員会と職員会議との間に亀裂が広がり、そうした中 1985 年には法人設立の理念の堅持を掲げて N 会労働組合が結成される。1986 年には運営委員会と N 会労働組合との間で事前協議・同意約款が労働協約として締結される。しかし、協約を桎梏とする経営サイドは 1991 年に第 2 組合を結成し、さらには運営委員会の方針への違反を理由に N 会労働組合リーダーを懲戒解雇するに至る。これに対し、被解雇組合員は、生活資金、闘争資金を捻出すべく、組合の上部組織 M 合同の支援を仰ぎ、介護サービス NPO 法人を設立する。当 NPO 法人は倒産企業を自主再建するものではないが、組合弾圧により解雇された組合の職場の確保の一手段としてその役割を実現するものであった。問題は、当 NPO 法人においてどこまで民主的な経営が実現されたのかである。この点で M 診療所の設立当初の理念、つまり間接的な形ではあれ 1 人 1 票制に基づく従業員全員の経営参加の理念が NPO 法人において復活したわけではなかった。N 会労働組合員と NPO 法人設立後に入ってきた非組合員との間での労使関係の顕在化である。争議主体と NPO 法人運営主体の同一視の結果であり、対等な立場での従業員全員の経営参加が今後の課題として残されることになった。

2-5. 第 4 章の概要

第 4 章では、2001 年アルゼンチンにおけるデフォルトを契機に発生した労働者事業再建運動について考察される。アルゼンチンでは新自由主義政策、ドルペッグ制により成長率が鈍化し、高い失業率に苦しめられてきた。それまでの政策が行き詰まり、2001 年のデフォルトを契機に失業・半失業率は一気に 40.1%に跳ね上がり、生活破綻が決定的となる。その一方、1990 年代以降活発化する新自由主義に反対する様々な社会運動を背景に、生活破綻を自ら打開すべく、2001 年以降、倒産企業を協同組合方式で再建しようとする運動が

急速に拡大する。2009年には、自主再建事業体は240、従業員数は1万人に達する。本章ではアルゼンチンにおいてこうした自主再建運動がなぜかくも広がりを見せたのかが分析の焦点となる。その客観的条件となったのは、第1に、他の社会運動との相互連携関係の形成、とりわけ地域住民による住民自治組織運動であるアサンブレア運動との連携、第2に、労働運動の中で形成されたコーディネート組織の存在である。コーディネート組織は、①企業再建指導、②事業運営支援、③自主再建事業体間のネットワーク作り、さらには④小規模融資を行い、自主再建運動を支えた。第3の条件は、国による支援の存在であった。アルゼンチン政府は、失業・貧困対応として、接収法の再解釈、破産法の改正を行い、労働者に自主再建の合法性を与え、また自治体による企業資産の買い取りを通じた、事実上無償での企業再建の道を可能とした。

2-6. 終章の概要

終章では、労働者事業再建運動の意義とその限定性について、以上のケース・スタディから得られた結論が提示される。

3. 全体的評価

本稿の主題は、労働者事業再建運動という、倒産、あるいは大量解雇を契機とする解雇に抗する労働側の新たな労働運動戦略についての考察である。また、本稿は、その労働者事業再建運動の労働者自主管理運動としての取り組みの可能性を探るものであり、本稿で得られた新たな知見はこの分野の研究の発展に大きく寄与するものである。

本稿の研究成果として挙げられるのは、第1に1990年代末以降の現代の自主生産運動を筆者独自のフィールドワークによって考察している点である。すなわち、先行研究の労働者自主生産運動の考察対象は1970年代に限られており、現代の自主生産運動を正面から検討した研究は本稿が最初のものである。自主生産運動は争議継続のための一戦術として開始され、その後、争議手段として目的化していく経緯は先行研究ですでに明らかにされた。しかし、1990年代末以降に復活する労働者事業再建運動は1970年代の運動の限界を超える新たな展開を見せる。本稿では、労働争議下の自主生産を「非常時の自主生産」、争議解決以後も続けられたものを「平時の自主生産」と規定し直し、現代の自主生産運動の特徴は後者にあることを明らかにし、「平時の自主生産」が実現した点をもって初めて実体レベルでも労働者自主管理が目的化したといえると結論付けた。労使関係論のトップジャーナルの一つである社会政策学会誌でも、こうした議論の展開によって自主生産運動の概念規定がより精緻となったという評価を得ている。

第2に、労働者自主生産企業の実態の綿密なフィールドワーク調査に基づいて労働者自主生産企業の存続可能性、その具体的条件（自主生産ネットワーク形成、他の労働者企業や労働組合からの運転資金支援、従業員全員の直接・間接の経営参加、アルゼンチンにみられる政策的支援）を見出している点に大きな研究成果があるといえる。すなわち、ウェ

ップ夫妻やパールマンなどがそうであったように、これまで労働者自主生産企業の存続可能性については、否定的な見解が多い。これに対して本稿は、一定の条件が整えば中小組織において、労働者自主管理企業の可能性があることを示した。さらに、本稿の議論は、競争の原理に対する「共生」の原理、ないしは市場経済に対する連帯組織原理の実現可能性について、具体的事例を通して探ろうとしたものであり、今後の労働者自主管理の事例研究を積み重ねることにより、成果をより確実なものとするのが期待される。

第3に、本論文では日本だけにとどまらず、アルゼンチンの事業再建運動の事例について丹念にサーベイすることで、この運動に関するより広いパースペクティブを提示している点は評価に値する。強硬な新自由主義政権の存在、経済危機による貧困者の急増、労働組合運動の衰退というアルゼンチンの文脈を押さえた上で、運動の発生契機と発展条件を議論している点は、ラテンアメリカ研究プロパーの学会において高い評価を得ている。今後、日本での雇用政策として、アルゼンチンの経験からどのような政策提言が可能となるのか、その成果が期待される。

4. 結論

審査委員会は、2012年3月13日に口述試験を実施した。口述試験においては、整理解雇、企業倒産に対する雇用確保をめぐるこれまでの労働運動との関わりで、(1) 学位申請論文に示された労働者自主生産運動をどう位置づけるのか、この点の明確化の必要性が指摘された。また、(2) 今後の課題となるが、自主管理のベースとなる労働者の共同意識の形成がどうなされたかについて、さらなる事例研究の積み上げの必要性が指摘された。これに対し、氏は、人員削減・整理解雇、倒産解雇に対するこれまでの労働運動の中で、本稿が主題とする労働者自主生産運動が占める位置づけを再度明確化する作業を施した。また「労働者の共同意識の形成」論点につき、これまで自身が行った事例調査に立ち返り改めて検討する作業を施した。審査委員会一同は、こうした改訂稿の提出を踏まえ、杉村めぐる氏が一橋大学博士（経済学）の学位を授与されるべき十分な資格を有していると判断する。

2012年4月5日

審査員 石倉雅男
倉田良樹
佐藤正広
高田一夫
福田泰雄（主査）